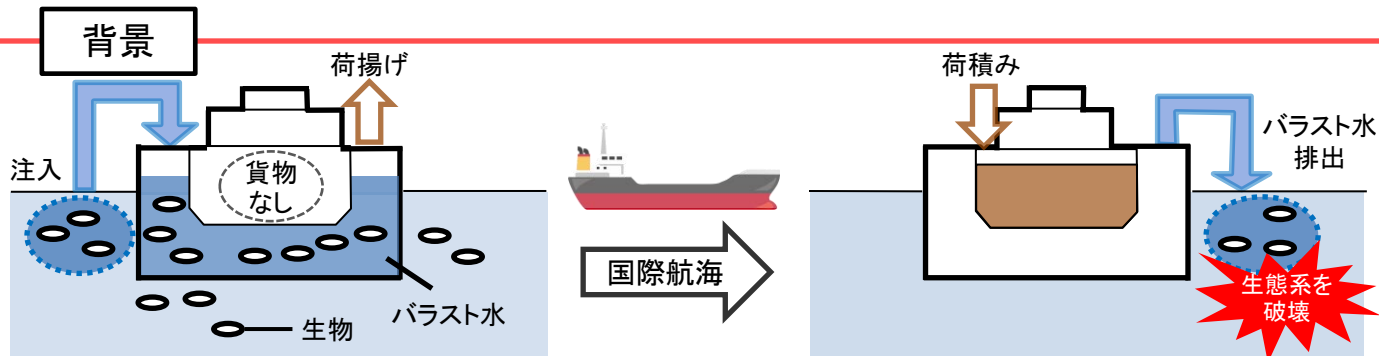


# ●海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(仮称)の締結に伴い、船舶からの有害なバラスト水の排出禁止、処理設備の設置義務付け等の所要の措置を講ずる。



バラスト水(船舶の安定のために取り入れる海水等)に含まれる生物が、バラスト水とともに本来の生息地ではない外国で排出されることにより、生態系破壊等の環境問題が顕在化

## 世界での被害例



ゼブラガイによる発電所被害  
(1989～2000 米国・五大湖)



中国モクスガニによる漁業被害  
(1910年代～ 欧州・ドイツ、バルト海)



ムラサキガイによる漁業被害  
(1970年代～ 日本・広島湾等)



ワカメによる貝類養殖被害  
(1980年代後半～ オーストラリア、北米大陸太平洋岸)

- ・国際海事機関(IMO)において、生態系破壊等を防止するため、バラスト水規制管理条約を採択(平成16年2月)
- ・平成26年内に条約の発効要件を充足する見込み(要件充足の1年後に発効)

## 改正の概要

バラスト水規制管理条約を踏まえ、海洋環境保全の観点から措置を講ずる。

### 排出規制

- ◆ 船舶からの有害なバラスト水の排出を禁止【第17条】  
水中生物(プランクトン、細菌等)を基準値以上含むバラスト水が、自国EEZから他国EEZに移動し排出されることにより排出先の生態系に悪影響を与えるため、海洋環境の保全の見地から、未処理のまま排出することを禁止
- ◆ 船舶所有者等に対する義務付け
  - 処理設備の設置【第17条の2】
  - 管理者の選任【第17条の3】
  - 手引書の作成及び備置き【第17条の3】

処理設備の設置義務：新造船は条約発効後  
現存船は一定期間猶予(原則：条約発効後、5年ごとの定期検査まで)
- ◆ 船長に対する義務付け
  - 記録簿の備付け【第17条の4】

### 規制の担保

- ◆ 処理設備及び手引書について、船舶検査を実施し、国際証書を交付【第19条の36～第19条の39、第19条の41、第19条の43】
- ◆ 外国船舶の立入検査を実施(国際証書・記録簿を確認、違反船舶は拘留が可能)【第19条の51】